



宮古労基署ニュース

宮古労働基準監督署 署長 兼平 寛

桜の季節も終わり、新緑の香りがすがすがしい季節になりました。今年のGWは昨年までの自粛ムードも減り、あちこちの観光地では賑わいを見せていましたが皆様はいかがお過ごしだったでしょうか。また、5月8日からは新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが5類に移行するなど日常がコロナ前に戻りつつあり、作業態様にも変化があることもあるかと思いますが、リスクアセスメントにより予測されるリスクの低減を行うなど、引き続きの労働災害防止の取り組みをよろしくお願いいたします。



令和4年の災害発生状況(確定値)

	令和4年	令和3年	増減比
製造業	16	24	-33.33%
鉱業	2	1	100.00%
建設業	26	22	18.18%
運輸交通業	6	4	50.00%
農林業	6	12	-50.00%
畜産水産業	5	2	150.00%
商業	7	10	-30.00%
通信業	4	3	33.33%
保健衛生業	86	8	975.00%
接客娯楽業	7	2	250.00%
その他	8	7	14.29%
合計	173	95	82.11%

令和5年の災害発生状況(4月末時点)

	令和5年	令和4年	増減比
製造業	3	4	-25.00%
鉱業	0	1	-
建設業	3	6	-50.00%
運輸交通業	3	1	200.00%
農林業	2	2	-
畜産水産業	0	0	-
商業	1	3	-66.67%
通信業	0	2	-
保健衛生業	13	3	333.33%
接客娯楽業	0	1	-
その他	0	3	-
合計	25	26	-3.85%

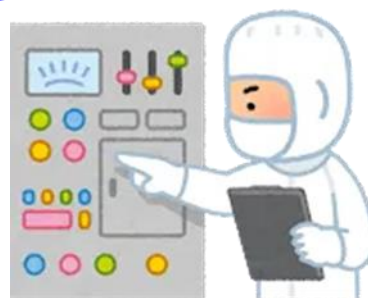
第14次労働災害防止計画に関して

・令和5年度から5年間、第14次労働災害防止計画に基づき、重点的に取り組むべき事項を明確にして、労働災害防止対策の取り組みを促進します。

宮古労働基準監督署では、5項目を重点事項として取り組みの促進を行います。

- ①行動災害(転倒、腰痛)対策への取り組み
- ②製造業における機械によるはさまれ巻き込まれ災害防止の取り組み
- ③建設業における墜落転落災害防止のリスクアセスメントの取り組み
- ④道路貨物運送業における荷役作業における安全ガイドラインの措置の取り組み
- ⑤林業における伐木作業の安全ガイドラインの措置の取り組み

・労基署ニュースにおいても、上記5項目を順番に特集し、取り組みの促進を行う予定としていますので、皆様ご確認いただき、参考にしてください。



製造業における機械による はさまれ巻き込まれ災害防止の取り組み

製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ災害は、骨折や切断、最悪の場合、死亡災害にもつながることから、労働災害防止対策を徹底する必要があります。

まずは、機械などはさまれ・巻き込まれのおそれのある箇所に、カバーなどの覆いが設置されているか確認しましょう。

また、非定常作業(掃除や調整)を機械を稼働させたまま行ったり、別の労働者が不意に稼働させてしまって労働災害が発生する場合も多いです。

これらはどちらも法違反となることから、対策の徹底をお願いします。

安衛則第101条第1項・・・事業者は、機械の原動機、回転軸、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

安衛則第107条第1項・・・事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合において、危険な箇所に覆いを設ける等の措置を講じたときは、この限りでない。

※刃部の場合は安衛則第108条で同様の規定があります。

そのほかにも、リスクアセスメント、定期的に工場内の巡回、労働者のヒヤリ・ハットを吸い上げて、不安全な状態、不安全な行動をなくし、労働災害を防止しましょう。